平成　　年　　月　　日

**誓　約　書**

（公社）沖縄県宅地建物取引業協会　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　郵便番号（〒）：　　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　　　　現住所（居住地）：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ふりがな

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　　　 名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日：　昭和 ・ 平成　　　年　　　月　　　日

私は、下記１の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号、以下「認定法」という）が規定する欠格事由に該当しないこと。また、下記２の個人情報の取り扱いに同意することを誓約致します。

記

**１　認定法が規定する欠格事由について**

　　　　認定法第６条第１号ロ、ハ、二に規定する理事、監事及び評議員の欠格事由について、いずれの

　　　欠格事由にも該当しません。

**【参考】認定法第６条第１号ロ、ハ、二（要約）**

**（１）次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった**

**日から５年を経過しない者**

　　　ア　認定法の規定に違反したこと。

　　　イ　公益社団法人及び公益財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）規定に違反したこと。

　　　ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）の規定（同法第３２

　　　　条の２第７項の規定を除く）に違反したこと。

　　　エ　刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の第１項、

　　　　第２２２条または第２４７条の罪を犯したこと。

　　　オ　暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）第１条、第２条または第３条の罪を犯

　　　　したこと。

　　　カ　国税または地方税に関する法律中偽り、その他不正の行為により国税または地方税を免れ、納付

　　　　せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する

　　　　罪を定めた規定に違反したこと。

**（２）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受ける事がなくなった日から**

**５年を経過しない者**

**（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員または暴力団員**

**でなくなった日から５年を経過しない者**

**２　個人情報の取扱いついて**

　　　公益認定を取り消された場合には、認定法第６条に規定する欠格事由の審査に必要な範囲内で、他の

　　行政機関への情報の提供について同意します。

役員選任規程

（公社）沖縄県宅地建物取引業協会

**第３章　役員の定数と資格及び立候補届出**

**（理事及び監事候補者の資格）**

**第９条　理事候補者の資格は次の各号に該当する者とする。**

(1)正会員で業歴（法人にあってはその法人の業歴）６年以上の者

(2)宅地建物取引士である者、又は同等以上の国家資格を有する者

　(3)連続して候補者となる理事は、前任期中理事会及び関係会議等に３分の２以上出席した者

(4)宅地建物取引業法及び関係諸法令によって５年以内に宅地建物取引業の免許停止以上の処分をされた事

　実のない者

(5)定款及びこの内規並びにその他の諸規程に反し、５年以内に綱紀規程第３条(2)から(7)までの処分をされた事実のない者

(6)理事候補者の年齢は、当該年度３月３１日現在満７０歳未満とする

**２　監事候補者の資格は次のとおりとする。**

(1)正会員から推薦される監事は、前項に準ずる者

(2)正会員以外から推薦される監事は、弁護士、税理士等の団体に所属する者又は同等以上の学識経験を有

　する者

(3)監事候補者の年齢は、当該年度３月３１日現在満７０歳未満とする

以上、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の欠格事由等に該当しないこと及び貴団体の役員選任規程の資格要件を満たすこと誓約します。

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　郵便番号（〒）：　　　　－

　　　　　　　　　現住所（居住地）：

　　　　　　　　　ふりがな

　　　　　　　　　氏　　　　　 名：

　　　　　　　　　生年月日：　昭和 ・ 平成　　　年　　　月　　　日